

## 1 基本方針策定の目的

木古内町がいじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処をいう。以下同じ。)の対策を総合的かつ効果的に推進するために策定する。

## 2 いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的・物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### 具体的ないじめの態様

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

## 3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

### (1) いじめの防止

- いじめはどの子どもどの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめ問題克服のため関係者が一丸となって継続的に取り組む。
- すべての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、互いの人格を尊重し合える態度、心の通う人間関係を構築する素地を養う。
- すべての児童生徒が安心でき、充実感を得られる学校生活づくり。
- 町民全体へ認識を広め、地域、家庭と一体となって推進するための普及啓発。

### (2) いじめの早期発見

- すべての大人が児童生徒のささいな変化に気付く力を高める。
- ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持ち、隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知する。
- 定期的なアンケート調査、教育相談、相談窓口の周知を図り、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。

### (3) いじめへの対処

- 学校は、いじめを受けた児童生徒や知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認し、適切に指導するなど組織的な対応を行う。
- 事案に応じては、関係機関と連携を図る。
- 教職員はふだんより、いじめを把握した場合の対処について理解を深め、組織的な対応が可能な学校の体制を整える。

### (4) 地域や家庭との連携

- いじめの問題について学校関係者と地域、家庭との連携が重要であるため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制づくりを進める。

### (5) 関係機関との連携

- いじめる児童生徒に対して教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合、関係機関(警察、児童相談所等)との連携が必要となるため、情報共有体制を構築する。

## 4 いじめの防止等のために町が実施する施策

### (1) いじめ防止基本方針の策定

■町の基本方針を定め、施策を実施するための措置を講じる。

### (2) いじめの防止等のための組織の設置

■いじめ防止の対策を実行的に行うため、教育委員会に「木古内町いじめ問題対策委員会」を置く。

### (3) いじめの防止に向けた取組

- ・ 道徳教育、体験活動等の充実
- ・ 教職員研修の充実
- ・ 予防教育への取組
- ・ 携帯電話安全教室の実施
- ・ いじめに関する相談制度の広報啓発

### (4) いじめの早期発見に向けた取組

- ・ スクールカウンセラーの配置
- ・ 24時間いじめ相談ダイヤルの周知

### (5) いじめの解消に向けた取組

- ・ スクールソーシャルワーカーの派遣要請

### (6) 地域や家庭、関係機関と連携した取組

- ・ PTAや地域の関係団体等と学校関係者がいじめ問題を協議する機会の設置
- ・ 学校内外で児童生徒と大人が接する取組
- ・ 法務局との連携強化
- ・ 警察との情報共有

### (7) 学校評価の留意点

■児童生徒や地域の状況を踏まえて目標を立て、具体的な取組状況や達成状況を評価し、それを踏まえて、改善に向けた指導・助言を行う。

## 5 いじめの防止等のために学校が実施する施策

### (1) いじめ防止基本方針の策定

■学校の実情に応じた学校いじめ防止基本方針を策定し、組織的にいじめの防止等に取り組む。

### (2) 学校におけるいじめの防止等のための組織の設置

■学校の教職員等で構成するいじめの防止等の対策のための組織を設置する。

### (3) 学校におけるいじめ防止

- ・ 「いじめは絶対に許されない」との意識を学校全体に醸成
- ・ お互いの人格を尊重する態度を養う教育
- ・ ストレスに適切に対処できる力を育む教育
- ・ 自己有用感を高められる指導
- ・ 児童生徒自らがいじめ問題について学び考える機会の提供
- ・ 情報モラル教育の充実
- ・ 小学校から中学校への丁寧で円滑な接続

### (4) 学校におけるいじめの早期発見

- ・ 教職員と児童生徒の情報交換と情報共有
- ・ 児童生徒がいじめを訴えやすい雰囲気づくり
- ・ 相談体制の整備と相談窓口等の周知

### (5) 学校におけるいじめに対する措置

- ・ 組織を中心に事実の有無の確認
- ・ いじめられた児童生徒の安全確保
- ・ いじめた児童生徒の背景や課題の理解と適切な指導
- ・ いじめた児童生徒への懲戒の検討
- ・ いじめを黙認していた児童生徒への問題提起
- ・ インターネット上の中傷は早急な削除措置
- ・ 児童生徒に重大な被害が生じるおそれがある場合の警察の援助要請

### (6) 地域や家庭との連携

■学校とPTA、子どもの健全育成に関わる関係団体等がいじめの問題について協議する場を設けたり、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

### (7) より実効性の高い取組を実施するための措置

■学校いじめ基本方針の点検、必要に応じた見直しを行いPDCAサイクルによる検証を行う。

## 6 重大事態への対処

### 1. 重大事態の意味

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

#### 「生命、心身又は財産に重大な被害」の想定されるケース

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

### 2. 教育委員会及び学校による調査

重大事態が発生した場合、学校は速やかに教育委員会へ報告し、教育委員会はこれを町長に報告する。また教育委員会は、事実関係を明確にするための調査にかかる組織構成について判断する。

#### ■調査を行うための組織

- ◎学校が調査主体……校内に設置する「いじめの防止等の対策のための組織」が母体となり、必要に応じて、専門家を加える等の方法により組織を構成。
- ◎教委が調査主体……教育委員会の職員が調査を行うが、専門家の意見を徴する場合、当該関係者と利害関係を有しない者とし、公平中立を確保するよう配慮する。

※教育委員会の調査は、学校の調査において重大事態の対処に十分な結果を得られない、または、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあると判断される場合に実施する。

#### ■事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、いじめ行為を可能な限り、網羅的に明確にすることで、訴訟等への対応ではなく、事実に向き合うことにより、同種の事態の発生防止を図るとし、客観的な事実関係を速やかに把握することを重視する。

- ◎いじめられた児童生徒からの聞き取りが可能な場合……いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査。
- ◎いじめられた児童生徒からの聞き取りが不可能な場合……当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取。

### 3. 調査結果の提供及び報告

- 教育委員会または学校は、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時、適切な方法で説明する。
- 調査結果は速やかに町長に報告する。なお、希望に応じていじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見を調査結果の報告に添える。

### 4. 町長による再調査

- 町長は教育委員会または学校から報告を受けた調査結果について、専門的な知識及び経験を有する第三者を含む調査組織を設けて再調査を行うことができる。
- 町長は再調査を行った場合、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時、適切な方法で、調査結果等を報告する。

### 5. 再調査に基づく措置等

- 再調査を行った場合はその結果を議会に報告する。
- 再調査の結果を踏まえ、同種の事態の発生防止のため必要な措置を講じる。

## 7 その他留意事項

基本方針の策定から3年の経過を目処として、見直しを検討する。

# 重大事態発生後の流れ(フロー図)

